

『日本書紀』における「敢」の用法について

こ こうよう
胡 鴻洋

キーワード

日本書紀, 敢, 否定強調, 用法, 訓読

要旨

本稿では、「アヘテ～ズ」の否定強調用法の発生の由来を明らかにするために、「漢文の「敢」の用法をもとに、『日本書紀』における「敢」の用法を整理した。その結果として、『日本書紀』では、明確な否定強調用法の「敢」の例は見出されないが、訓読文では、意志用法で用いられた漢文の「(否定辞+)敢」と対応し、否定意志の付け加えられた「アヘテ～打消表現」の例では、「アヘテ」は単なる否定強調用法と解されやすいことを指摘した。これらの例は平安時代以降、否定強調用法で使われる「アヘテ～ズ」の契機と考えられる。

1. はじめに

古代副詞「アヘテ」は、上代文献『萬葉集』の和歌では、打消表現と呼応し用いられる例は見られないが、平安時代以降、例(1)のように、打消表現と呼応し「決して～ない」の意を表し、否定強調の用法で用いられる例が見られるようになる。

(1)……四位、五位の女といへど、ことに交らひわろく、成出きよげならぬをば、あへて仕うまつらせたまふべきにもあらず…… (地)(栄花物語・かかやく藤壺)

この例は姫君の入内のお供の選抜の基準を語る内容で、「世間づきあいもよくなく、生立ちの芳しくないものは決して奉仕させるわけにはいかない」という意味である¹。この「アヘテ～ズ」は動詞「参上する」に対する強い否定を表すと解釈できる。「アヘテ～ズ」は漢文訓読にもとづく表現であることが山田(1930)によって指摘されている。しかし、この用法がどんな経緯で発生し、いつ、どのように発生したかについては、見解が分かっている。すなわち、この用法の発生は、日本語として独自に生じたとする見方と、漢文訓読の影響を受けて生じたとする見方に意見が二分される。前者の見解として、築島(1965)、小倉(2008)の研究が挙げられる。築島(1965)は、『栄花物語』の地の文に用いられるということから、「アヘテ～ズ」は必ずしも漢文出自の語法ではないと述べた。小倉(2008)は、動詞の意味内容を踏まえて副詞の意味用法が成立する立場に立ち、上代動詞「アフ」に「たえる」の意味があり、「たえ」つつ行うことは「殊更に」その行為を行うことになるため、否定辞を伴うと、「(明確な意思の下)殊更に～しない」となり、「決して～しない」という解釈へとつながると説いた。後者の見解には、漢文「敢」に否定強調の用法を積極的に認め、「アヘテ～ズ」の否定強調の用法は漢文の影響を受けているという吉儀(1987)の論が見られる。また、三浦(1986)は、古代日本人の漢文「不敢」に対する

誤用で、「アヘテ〜ズ」の否定強調用法が生じたとした。

本稿では、「アヘテ〜ズ」の否定強調の用法の発生の由来を明らかにするために、「あふ」の表記に用いられる「敢」の『日本書紀』における用法を整理し、例(1)のような後代の否定強調の用法で用いられる「敢」の例が見られるかを調査することを目的とする。

2. 漢文における「敢」の用法

2.1. 「敢」の用法の分類

築島(2007)『訓点語彙集成』によれば、否定辞を前接する「アヘテ(敢/肯)」計50例のうち、「敢」で表記する例は37例である。そのために、本稿では、「敢」の用法を中心に考察する。ここでは、裴(1954)の論、『古代漢語虚詞詞典』の記述を踏まえて、ある状況を恐れずにある動作をする意志があるという心的状態を表す「意志用法」、「できる」の意を表す「可能用法」、「恐縮ながら」を意味する「謙遜用法」、あることをする気がないことを意味する「反語用法」という四つの用法に分けて検討していく²。次にそれぞれの用法について説明しておく。

○意志用法

「敢」の字義について、『説文』に「叡(敢), 進取也」とあり、段玉裁の叡(敢)の注に「用レ爪用レ夂, 冒而前也」とある³。これは、「『敢』の本義は爪, 矛を用いて, 冒険しても前に進む状態を表す」意味であると考えられる。さらに「敢, 勇也」という『広雅』の記述に照らすと、「敢」は冒険しても恐れずに、ある動作をする意志があるという心的状態を表す用法を認めることができる。

この用法の「敢」は、例(2)(3)のように否定辞を前接せずに用いられる場合がある。

(2) 田叔怒レ之曰, 王非_レ若主_レ邪。何自敢言_レ若主_レ。 (会)(史記・田叔列伝)

(3) 公子恐_レ其怒_レ之, 乃誠_レ門下_レ, 有_レ下敢_レ為_レ魏王使_レ通者_レ死。

(会)(史記・魏公子列伝)

例(2)は、王に財物を奪われたと訴える数百人に対する田叔の述べた言葉で、「王はお前たちの主君ではないのか。どうしてこんなに大胆にも自分たちの主君を言ったのか」という怒りを表している。例(3)は、食客に対する公子の言葉で、「大胆にも魏王の使者のために取り次ぐ者がいたら、殺す」という命令を下したものである。

いっぽう、例(4)~(8)のように「不」などの否定辞を前接し用いられる場合も多い。

(4) 成伯曰, 余恐_レ死, 故不_レ敢占_レ也。 (会)(左伝・成公・十七年)

(5) 自_レ朝至_レ日中_レ食_レ, 不_レ違_レ暇食_レ, 用威_レ和_レ万民_レ。文王不_レ敢盤_レ於游田_レ, 以_レ庶邦_レ惟正_レ之供。 (会)(尚書・無逸)

(6) 漢王曰, 吾聞, 帝賢者有也, 空言虚語, 非_レ所_レ守也, 吾不_レ敢当_レ帝位_レ。

(会)(史記・高祖本紀)

(7) 宋穆公曰, 先君舍_レ与夷_レ而立_レ寡人_レ, 寡人弗_レ敢忘_レ。 (会)(左伝・隱公三年)

否定辞を前接する「敢」の「意志用法」の例は、形式上、例(4)のように動作主体の恐

れる心的状態を描写する、「恐」などの語を伴うものと、例(5)～(8)のように動作主体の恐れる心的状態を描写する語を伴わないものが見られるが、文脈上、いずれもあることを敬畏する、あるいは、恐れるため、ある動作をする意志がないことを表すと解される。例(4)では、「不敢」は「死を恐れるために、(夢の吉凶を)占う気がない」という文脈で用いられている。例(5)は、周文王を例に挙げて、主君は勤めるべきで怠ってはならないことを語る内容で、この「不敢」は「文王は(天に与えられた王位を敬畏するため、)遊興や狩を楽しむ気がない」という文脈で使われる。例(6)は漢王が帝位に即くことを断る場面で、この「不敢」は「私は(皇帝は賢者が保有されることを敬畏するため、)帝位に当たる気がない」という文脈で用いられる。例(7)は「先王である宣王は息子の与夷を差し置いて弟の私に譲位した。私は(譲位の恩徳を敬畏するため、)忘れる気がない」という意味である。例(6)～(7)の「不敢」の意味について、吉儀は「決して～ない」の意であると解釈した。これらの例では、動作主体の恐れる心的状態を描写する語を伴わず、「天に与えられた王位を敬畏する」「皇帝は賢者が保有されることを敬畏する」という倫理・道徳的な認識によって、「不敢」の後接する動作をする意志がないことを表している。つまり、倫理・道徳の面から、これらの動作をしてはいけなさと解することができるため、否定強調用法と解釈する可能性があると思われる。

○可能用法

「敢」の「可能用法」は「意志用法」の延長として生まれたものと考えられる。次の例(8)～(10)は、裴(1954)の「可能用法」として挙げたものである⁴。

(8) 楚雖_レ有_二富大之名_一，其实空虚，其卒_二雖多_一，輕走易_レ北，不_二敢_一堅戰。

(会)(戦国策・樊鄴滕灌列伝)

(9) 孔子觀_二於呂梁_一，懸水四十仞，環流九十里，魚鱉不_レ能_レ過，鼃鼃不_二敢_一居_二，有_二一丈夫_一，方將_レ涉_レ之。

(地)(説苑・雜言篇)

(10) 以_二其無_レ争_二於萬物_一也，故莫_二敢_一與_レ之争_二。

(地)(淮南子・原道篇)

例(8)は、「楚の士卒は戦場で逃げ易い」という動作主体の自身の原因で、「堅く戦うことができない」という結果になったのを述べている。例(9)(10)の「不敢」は外部の客観的原因で、ある動作をすることができない文脈で用いられる。例(9)は「呂梁の環境の厳しさ」という原因で、「鼃は生活できない」という結果になったのを述べている。例(10)は、「相手が何も争わない」という原因で、「相手と争うことができない」という結果になったのを述べている。

このように、本稿では、裴(1954)の研究をもとに、「敢」の「可能用法」は例(8)～(10)のように否定辞を前接し、「前件の原因で、後件が発生できない」ことを表すという限定的な用法にまとめる。

○謙遜用法

「謙遜用法」の「敢」は肯定文のみに使われ、「恐縮ながら」の意味を表す。

(11) 敢問，何謂_二浩然之氣_一。

(会)(孟子・公孫丑)

例(11)は、孟子を相手に、弟子の公孫丑の言葉で、「恐縮ながら、何を浩然の気というかを問わせていただきます」という意味である。

○反語用法

「反語用法」の「敢」は実質的には「不敢」の意味であり、後接する動詞を否定するものである。これには、例(12)(13)のように「ある動作を行う意志」を否定するものと、例(14)のように「ある動作の行う可能性」を否定するものがある。形式上、(12)(14)のように「誰」「何」「豈」等疑問を表す語を前接するものと、(13)のように単独で反語表現に用いられるものが見られる。

(12) (公治)対曰、君実有_レ国、誰敢違_レ君。(会) (左伝・襄公・二十九年)

(13) (叔弓)辞曰、寡君命_二下臣_一、来継_二旧好_一、好合使成、臣之禄也。敢辱_二大館_一。(会) (左伝・昭公・二年)

(14) 沛公不_三先破_二関中_一、公豈敢入乎。(会) (史記・項羽本紀)

例(12)は「殿様に背く気のあるもの誰がありますでしょうか」という意味で、「敢」は「背」という動作をする意志を否定するものである。例(13)は「どうしてこんな立派なお宿までお世話いただく気がありますでしょうか」という意味であり、「敢」は「辱」という動作をする意志を否定するものである。例(14)は「沛公が関中を破らないと、公(項羽)はどうして関中に入ることができるだろうか」という意味であり、「入」という動作の可能性を否定するものである。

2.2. 漢文における「敢」の用法

前節では、「敢」をある状況を恐れずに、ある動作をする意志があるという心的状態を表す「意志用法」、 「できる」の意を表す「可能用法」、 「恐縮ながら」を意味する「謙

【表1】 漢文における「敢」の用法

	漢籍												計 (%)				
	漢書				後漢書				三国志					漢籍			
	会	地	会	地	会	地	会	地	会	地	会	地		法華経	金光明最勝王経		
意志用法	否無	37	65	34	25	30	12	11	1	1	0	0	0	216 (19.68)			
	否有	169	200	119	204	50	84	12	30	6	0	8	0	882 (80.32)			
小計		206	265	153	229	80	96	23	31	7	0	8	0	1098 (85.99)			
		471	382	176	54	7	8										
可能用法	否無	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2 (10.53)			
	否有	0	1	1	4	6	2	0	3	0	0	0	0	17 (89.47)			
小計		0	2	1	4	6	3	0	3	0	0	0	0	19 (1.49)			
		2	5	9	3	0	0										
謙遜用法		9	0	17	0	10	0	1	0	0	0	0	0	37 (2.90)			
反語用法		37	0	52	0	28	0	6	0	0	0	0	0	123 (9.63)			
計		252	267	223	233	124	99	30	34	7	0	8	0	1277 (100.00)			
		519	456	223	64	7	8							会話文：644 地の文：633			
		1262								15							

遜用法」，あることをする気がないことを意味する「反語用法」という四用法に分けた。ここでは，小島(1988)の指摘した，『日本書紀』の執筆に参考した可能性のある資料として，歴史書『漢書』『後漢書』『三国志』，小説『淮南子』，漢訳仏典『金光明最勝王経』に，『法華経』を加えて，その中に見られる「敢」の用法を調査する⁵。

【表1】は「敢」の用例を会話文と地の文に分け，さらに「意志用法」「可能用法」「謙遜用法」「反語用法」に分類し，それぞれの用例数をまとめたものである。なお，否有，否無は「敢」の前接する，「不」「無」等の否定辞の有無を表すものである。

【表1】に示したように，「敢」総用例1277例のうち，会話文は計644例，地の文は計633例見られる。漢籍，仏典に用いられる「敢」はそれぞれ1262例，15例である。この四用法のうち，「意志用法」の例が計1098例と最も多く見られ，総用例数の85.99%を占める。いっぽう，「可能用法」「謙遜用法」「反語用法」の例は，それぞれ計19例(1.49%)，37例(2.90%)，123例(9.63%)にとどまる。個別の用法に注目すると，「意志用法」に用いられる「敢」の総用例1098例のうち，否定辞を前接する例が計882例と比較的に多く見られ，総用例数の80.32%に達する。それに対して，否定辞を前接しない例は，計216例(19.68%)にとどまる。「可能用法」に用いられる「敢」の総用例19例のうち，否定辞を前接する例は17例(89.47%)であるに対して，否定辞を前接しない例は2例(10.83%)にとどまる。

上述したように，漢文では，「敢」の否定辞を前接し，「意志用法」で使われる例が最も多いことが確認できた。

3. 『日本書紀』における「敢」

3.1. 『日本書紀』における「敢」の概況

続いて，『日本書紀』における漢字「敢」の用法を分析する。なお，用例数の調査は日本古典文学大系本(国文学研究資料館日本古典文学本文データベース)によった。

【表2】『日本書紀』における「敢」の用法

		会話文	地の文	計 (%)
意志用法	否無	2	1	23(42.59)
	否有	11	9	
可能用法	否無	0	0	8(14.81)
	否有	5	3	
謙遜用法		3	0	3(5.56)
反語用法		20	0	20(37.04)
計(比率%)		41 (75.93)	13 (24.07)	54

【表2】は，『日本書紀』における漢字「敢」の用例を用法によって分類し，さらに文の種類を分けて，それぞれの用例数をまとめたものである⁶。否無，否有は【表1】と同じで，「敢」の前接する，「不」「無」等の否定辞の有無を表すものである。

【表2】に示したように，『日本書紀』の「敢」の総用例54例のうち，会話文は41例，

総用例の 75.93%を占める。それに対して、地の文は 13 例、総用例数の 24.07%を占める。漢文と比べ、『日本書紀』の「敢」は全体的に会話文に用いられやすいことが確認できる。「敢」の四用法では、「意志用法」「反語用法」の「敢」は比較的によく用いられる。具体的に言うと、「意志用法」の「敢」は計 23 例で、総用例に占める比率は 42.59%である。「反語用法」の「敢」は計 20 例で、総用例に占める比率は 37.04%である。いっぽう、「可能用法」「謙遜用法」の「敢」はやや少なく、それぞれの用例数は 8 例(14.81%)、3 例(5.56%)にとどまる。個別の用法に注目すると、「意志用法」の計 23 例のうち、否定辞を前接しない例は 3 例であるが、否定辞を前接する例は 20 例にのぼる。「可能用法」の総用例 8 例はすべて否定辞を前接するものである。「意志用法」「可能用法」の「敢」は否定辞を前接して用いられやすいことが分かる。

森博達(1999)によれば、『日本書紀』は渡来人の手による和習の少ない α 群(巻十四～巻二一、巻二四～巻二七)と、日本人の手による和習の多い β 群(巻一～巻十三、巻二二～二三)と、その他(巻三十)からなるという⁷。これに基づくと、『日本書紀』における「敢」の用法分布を確認すれば、渡来人、日本人の漢字「敢」に対する使用意識が窺える。『日本書紀』における「敢」の用法を巻ごとにまとめると、【表 3】を得た⁸。否無、否有は【表 1】【表 2】と同じで、「敢」の前接する、「不」「無」等の否定辞の有無を表すものである。

【表 3】『日本書紀』における「敢」の用法分布

	意志		可能		謙遜	反語	計	合計	補足
	否無	否有	否無	否有					
β	一	2	1	0	1	0	3	7	用法の延べ用例数/各群の延べ用例数の比率 β 群 意志用法26.92%(計7例) 謙遜用法11.54%(計3例) 可能用法7.69%(計2例) 反語用法53.85%(計14例) α 群 意志用法53.85%(計14例) 謙遜用法0.00%(計0例) 可能用法23.07%(計6例) 反語用法23.07%(計6例) 否定辞を前接する「敢」の延べ用例数/各群の延べ用例数の比率 β 群 26.92% (計7例) α 群 76.92% (計20例)
	二	0	0	0	0	1	2	3	
	三	0	2	0	1	0	0	3	
	六	0	1	0	0	0	0	1	
	八	0	0	0	0	1	0	1	
	九	0	0	0	0	0	1	1	
	十一	0	0	0	0	0	1	1	
	十三	0	1	0	0	1	1	3	
α	十四	0	2	0	1	0	0	3	
	十五	0	1	0	0	0	1	2	
	十七	0	3	0	1	0	0	4	
	十九	0	6	0	0	0	2	8	
	二〇	0	1	0	2	0	0	3	
	二一	0	1	0	0	0	0	1	
β	二二	0	0	0	0	0	1	1	
	二三	0	0	0	0	0	3	3	
α	二四	0	0	0	1	0	0	1	
	二五	0	0	0	0	0	2	2	
	二六	0	0	0	1	0	0	1	
	二七	0	0	0	0	0	1	1	
β	二八	0	0	0	0	0	2	2	
三〇	1	1	0	0	0	0	2	2	
計	23		8		3	20	54	—	

【表 3】に示したように、 β 群、 α 群の「敢」の延べ用例数は同じで、いずれも 26 例である。「敢」は β 群と α 群に均一的に分布していることが分かる。 β 群に注目すると、「敢」の延べ用例数 26 例のうち、「意志用法」7 例、「謙遜用法」3 例、「可能用法」2 例、

「反語用法」14例が見られる。α群では、「敢」の延べ用例数26例のうち、「意志用法」14例、「謙遜用法」0例、「可能用法」6例、「反語用法」6例が見られる。

「敢」の用法延べ用例数/各群の延べ用例数の比率に注目すると、β群では、「意志用法」26.92%、「謙遜用法」11.54%、「可能用法」7.69%、「反語用法」53.85%である。それに対して、α群では、「意志用法」53.85%、「謙遜用法」0.00%、「可能用法」23.07%、「反語用法」23.07%である。β群の「謙遜用法」「反語用法」の比率はα群より高いことから、書き手の日本人はこの二用法がよく理解できたと思われる。否定辞を前接する「敢」の延べ用例数/各群の延べ用例数の比率では、β群は26.92%にとどまるが、α群は76.92%に達する。いっぽう、「反語用法」/各群の延べ用例数の比率では、β群、α群はそれぞれ53.85%、23.07%であり、β群は反語表現によって漢字「敢」を否定の文脈に用いる傾向が見られる。この点から、α群の書き手の渡来人と比べ、β群の書き手の日本人の漢字「敢」に否定辞を前接して用いる使用意識がまだ浅いことが窺える。

3.2 『日本書紀』における「敢」の用法

○「意志用法」

「意志用法」の計23例では、否定辞を前接しない例が計3例見られる。そのうち、例(15)のように「敢」が疑問文に用いられ、発生したこと、あるいは、目の前のことに対し、怒りを表すものが2例であり、例(16)のように「敢」が肯定文に用いられ、思い切って目上に進言する場面に使われるものが1例である。

(15) 夫父母既任諸子，各有其境。如何棄置当就之国，而敢窺窬此処乎……

(会)(書紀・卷一・神代上)

(夫れ父母，既に諸の子に任せたまひて，各其の境を有たしむ。如何ぞ就くべき国を棄て置きて，敢へて此の所を窺窬ふや」……)

(16) 是日，中納言直大弐三輪朝臣高市麻呂上表敢直言，諫争天皇欲幸伊勢，妨於農時。

(地)(書紀・卷三〇・持統天皇)

(是の日に，中納言直大弐三輪朝臣高市麻呂，上表りて敢へて直言して，天皇の伊勢に幸さむとして，農時を妨げたまふことを諫争めまつる。)

例(15)は、素戔鳴尊が自分の高天原を奪うと思う天照大神の言葉で、下線部は「どうして自分の赴くべき国を捨て、大胆にもこの高天原を奪うのか」と怒りを表すものである。例(16)の下線部は「中納言高市麻呂は(処罰を恐れずに)思い切って進言した」という意味で、天皇を怒らせて、処罰されることを恐れない心的状態を表す。

否定辞を前接する「敢」は計20例で、すべてあることを敬畏する、あるいは、恐れることによっては、ある動作をしない意志を表す。

(17) 又津守連等，至臣蕃奉勅書，問建任那。恭承來勅，不敢停時，爲欲共謀。

(地)(書紀・卷十九・欽明天皇)

(又津守連等，臣が蕃に至りて勅書を奉げて，任那を建てむことを問ふ。恭みて來

勅を承りて、敢へて時を停ず、爲に共に謀らむと欲ふ。))

- (18) 男大迹天皇謝曰、子民治国重事也。寡人不才、不足以称。願請、廻慮ヒ賢者。寡人不敢当。
(会)(書紀・卷十七・繼体天皇)

(大迹天皇、謝びて曰はく、「民を子とし国を治むることは、重き事なり。寡人不才して、称ぐるに足らず。願請ふ、慮を廻して賢しき者をヒべ。寡人は敢へて当らじ」とのたまふ。)

- (19) 於是、百済国主、怖畏天朝、不敢違勅。
(地)(書紀・卷二十・敏達天皇)

(是に、百済国の主、天朝に怖ぢ畏みて、敢へて勅に違かず。)

例(17)は、百済が、任那を再建すると命じる勅書を受けた場面で、下線部は「(百済は、勅書の命令を敬畏するため、)時を経る気がなく、(任那)と協議しようとする」という意味である。例(18)は男大迹天皇の言葉で、下線部は「私は(天命を敬畏するため、帝位に)当たる気がない」と帝位を断った場面である。例(19)は「百済の王は天朝を恐れて、天朝の詔に背く度胸がなかった」という意味である。

○「可能用法」

「可能用法」の「敢」の計8例はすべて否定辞を前接し、前件の原因で、「敢」の後接する動作ができないという文脈で用いられるものである。そのうち、前件の原因の内訳として、動作主体自身の原因の例が1例、外部原因の例が7例見られる。

- (20) 詔群臣曰、爲朕讚蜻蛉歌賦之。群臣莫能敢賦者。
(地)(書紀・卷十四・雄略天皇)

(群臣に詔して曰はく、「朕が爲に蜻蛉を讚めて歌賦せよ」とのたまふ。群臣、能く敢へて賦む者莫し。)

- (21) 是恩率參官、教使爲也。僕等爲人之下、不敢違矣。
(会)(書紀・卷二十・敏達天皇)

(是、恩率・參官が、教へてせしむるなり。僕等、人の下に爲りて、敢へて違はず。)

例(20)では、「歌を詠むことはできない」のは、動作主体自身の原因のためである。例(21)では、「(恩率・參官の命令を)背くことができない」のは、部下である身分、すなわち外部原因のためである。

○「謙遜用法」

「謙遜用法」は会話文の肯定文のみ用いられ、計3例見られる。「敢」の後接する動詞は「問」1例、「奉獻」1例、「献」1例である。謙遜用法の用いられる対象は目上の例が2例、会話者と同じ地位の相手の例が1例である。

- (21) 故欲呈丹心、捧私宝名押木珠纒、一云、立纒。又云、磐木纒。附所使臣根使主、而敢奉獻。

(会)(書紀・卷十三・安康天皇)

(故、丹心を呈さむとして、私の宝名は押木珠纒、一に云はく、立纒といふ。又云はく、磐木纒といふ。を捧げて、使されし臣根使主に付けて、敢へて奉獻る。)

- (22) 天照大神之子所幸道路、有如此居之者誰也。敢問之。
(会)(書紀・卷二・神代下)

(「天照大神の子の所幸す道路に、如此居ること誰ぞ。敢へて問ふ」といふ。)

例(21)は使者を相手に大草香皇子の言葉で、「敢」は「そこで、私の忠心を表そうと思っ

て、押木珠鬘という名の私の宝を使者の臣根使主に託し、恐縮ながら献上いたします。」と天皇に対する敬意を表す文脈に用いられている。例(22)は天鈿女の言葉で、動作「問」の対象は初対面の衢神であり、「敢」は「天照大神の御子がお通りになる路に立っているのはどなたですか。恐縮ながらお尋ねします」と衢神の身分を聞く文脈に用いられている。

○「反語用法」

「反語用法」の「敢」の計 20 例は漢文と同じで、すべて後接する動作を否定するものである。そのうち、例(22)(23)のように「ある動作を行う意志」を否定するものが 19 例、例(24)のように「ある動作の行う可能性」を否定するものが 1 例のみである。

(23) 然臣之敢輕誰王也，重誰王也。 (会) (書紀・卷二三・舒明天皇)

(然れども、臣敢へて、誰の王を軽みし、誰の王を重みせむ)

(24) 如吾防禦者，国内諸神，必如同禦。今我奉避，誰復敢有不順者。

(会) (書紀・卷二十・神代下)

(如し吾防禦かましかば、国内の諸神、必ず当に同く禦きてむ。今我避り奉らば、誰か復敢へて順はぬ者有らむ。)

(25) 但父母已有嚴勅，將永就乎根国。如不与姉相見，吾何能敢去。

(会) (書紀・卷一・神代上)

(但し父母已に厳しき勅有れば、永に根国に就りなむとす。如し姉と相見えずは、吾何ぞ能く敢へて去らむ。)

例(23)は「(私は帝を敬畏し、) どうして私がどの王を軽んじたり、どの王を重んじたりする気があるうか。(いや、すべての主を重んじる)」という意味であり、「敢」は動作「軽」「重」をする意志を否定するものである。例(24)は天皇の言葉で、下線部は「誰か(私を恐れずに、)従わない気のあるものがあるだろうか(いや、いない)」という意味であり、「敢」は動詞「順」をする意志を否定するものである。例(25)の「敢」は、「姉に会う」という「敢」の前提がなければ、「根国に赴任に行くことができるのか」という文脈で用いられ、動作「去」のする可能性を否定するものである。

4. 『日本書紀』における「敢」の特徴

2.1 で述べたように、「恐」のような語は明確に表現されていなくとも、「否定辞+敢」は「あることを敬畏する」という倫理・道徳の文脈を前提に「意志用法」で用いられた場合、否定強調用法に解される可能性がある。この点について、確認してみよう。

次に『日本書紀』の「否定辞+敢」の例はどのように訓読されているかを確認する。【表 4】は「敢」の前接する否定辞とそれに対応する日本古典文学大系本(以下、大系本と称する)の訓みをまとめたものである⁹。なお、括弧内の数字は「可能用法」の「敢」の前接する否定辞の用例数を表す。

【表 4】に示したように、『日本書紀』では、「敢」の前に否定辞を伴う例が 28 例である。漢文の否定辞の内訳として、「不」22 例、「莫」3 例、「非」1 例、「勿」1 例、「弗」1 例であ

【表4】大系本『日本書紀』における「敢」の前接する否定辞とその訓みとの比較表

	前接品詞の形式	非 莫 勿 弗 不								計
		地	会	地	会	会	会	地		
助動詞	ザル	動詞未然形	0	0	0	0	0	0	1	1
	ジ	動詞未然形	0	0	0	1	1	4(3)	0	6
	ズ	動詞未然形	0	0	1	0	0	7(1)	8(2)	16
	マシジ	動詞終止形	0	0	0	0		1(1)	0	1
連語	(ニ) アラズ	動詞連体形	1	0	0	0	0	0	0	2
		形容動連体形	0	0	0	0	0	1	0	
形容詞	ナケ(ム)	名詞	0	1	1(1)	0	0	0	0	2
計			1	1	2	1	1	13	9	28
			3				22			

る。読み下し文の否定表現の内訳として「ズ」16例、「ジ」6例、「ナシ」2例、「ザル」1例、「マシジ」1例、「(ニ)アラズ」1例である。例(1)のように、助動詞「ベシ」を伴う否定表現の例は否定強調用法と解されていることを考慮し、ここでは、「べきに~~あらず~~」と意味用法の近いものとして、漢文否定辞が「ジ」と訓読されている6例を中心に分析する。

対応する漢文の「敢」が意志用法で用いられた場合の「ジ」の例は計3例であり、例(26)(27)のように、否定強調用法と解されやすい典型例と考えられる。これらの例では、「ジ」の前接する動作の主体はすべて会話文の話し手であり、否定意志を表す助動詞と思われる。

(26) 唯妾雖死之，敢勿忘天皇之恩。 願妾所掌後宮之事，宜授好仇。

(意志用法)(会)(書紀・卷六・垂仁天皇)

(唯し妾死ると雖も、敢へて天皇の恩をのみ忘れじ。願はくは妾が掌りし後宮の事は、好き仇に授けたまへ。)

(27) ……帝位者鴻業也。且民之父母，斯則賢聖之職。豈下愚之任乎。更選賢王宜立矣。

寡人弗敢当。

(意志用法)(会)(書紀・卷十三・允恭天皇)

(……帝位は、鴻きなる業なり。且民の父母は、斯則ち賢聖の職なり。豈下愚任へむや。更に賢しき王を選びて立てまつるべし。寡人、敢へて当らじ)とのたまふ。)

例(26)の漢文では、「敢」は「天皇の恩を敬畏する」という倫理・道徳的な認識によって、「天皇の恩を忘れるつもりはない」と話し手である後の意志を表している¹⁰。例(27)の漢文では、「敢」は「賢い王こそ帝位に即くことを敬畏する」という倫理・道徳的な認識によって、「帝位に当たるつもりはない」と話し手である皇子の意志を表している。それに対し、訓読文として例(26)(27)のように文末に否定意志が付け加えられると、「敢」の意志用法が認識されにくくなり、「決して天皇の恩を忘れるつもりはない」、「決して帝位に当たるつもりはない」のように否定意志の用法を強調した表現と理解されやすい。

また、対応する漢文の「敢」が可能用法で用いられる「ジ」の例が計3例ある。そのうち、例(28)のように前接する動作の主体が第三者であるものが1例、例(29)のように前接する動作の主体は会話文の話し手であるものが2例である。

(28) 故伊奘諾尊，隱其樹下，因採其實，以擲雷者，雷等皆退走矣。此用桃避鬼之縁也。

時伊奘諾尊，乃投其杖曰，自此以還，雷不敢來。（可能用法）（会）（書紀・卷一・神代上）

（時伊奘諾尊，乃投其杖曰，自此以還，雷不敢來。伊奘諾尊，其の樹の下に隠れて，因りて其の実を採りて，雷に擲げしかば，雷等，皆退走きぬ。此桃を用て鬼を避く縁なり。時に伊奘諾尊，乃ち其の杖を投てて曰はく，「此より以還，雷敢へて來じ」とのたまふ。）

(29) 国押報曰，僕守天皇宮，不敢出外。（可能用法）（会）（書紀・卷二四・皇極天皇）
（国押報へて曰はく，「僕は天皇の宮を守りて，敢へて外に出でじ」といふ。）

例(28)の漢文では，「敢」は「桃の実を投げると，鬼は逃げる」という客観原因を受け，「これから，雷は来られない」と否定表現を伴い，不可能を表している。それに対し，訓読文では，文末に否定推量が付け加えられると，「敢」の可能用法が認識されにくくなり，「これから，雷は決して来ないだろう」のように，第三者の雷の動作を話し手の伊奘諾尊が推測した表現と理解されやすい。例(29)の漢文では，「敢」は「天皇の宮を守る」という客観原因を受け，「外に出られない」と否定表現を伴い，不可能を表している。それに対し，訓読文では，文末に否定意志が付け加えられると，「敢」の可能用法が認識されにくくなり，「決して外に出ないつもりだ」のように話し手の国押の意志を表した表現と理解されやすい。

また，漢文の否定辞が「マシジ」と訓読され，否定推量の付け加えられる例，「ナケ(ム)」と訓読され，否定意志の付け加えられる例がそれぞれ1例ある。

(30) 望見皇師之威，懼不敢敵，乃潜伏其兵，權作新宮，而殿内施機，欲因請饗以作難。
（可能用法）（会）（書紀・卷三・神武天皇）

（皇師の威を望見るに，敢へて敵るましじきことを懼ちて，乃ち潜に其の兵を伏し，權に新宮を作りて，殿の内に機を施きて，饗らむと請すに因りて作難らむとす。）

(31) 臣雖被戮，莫敢聽命。古人有云，匹夫之志，難可奪，方属乎臣。
（意志用法）（会）（書紀・卷十四・雄略天皇）

（臣，戮せらるるとも，敢へて命を聴ること莫けむ。古の人，云へること有り，匹夫の志も，奪ふべきこと難しといへるは，方に臣に属れり。）

例(30)の漢文では，「敢」は「皇軍の威」という客観原因を受けて，「勝つことができない」と否定表現を伴い，不可能を表している。それに対し，訓読文では，否定推量表現となり，「決して勝てないだろう」のように，話し手自身の動作を推測した表現と理解されやすい。例(31)の漢文では，「敢」は「匹夫の志も，奪ふべきこと難し」ということを敬畏するという倫理・道徳的な認識によって，「天皇の命を聞く気がない」と話し手自身の意志を表している。それに対し，訓読文では，文末に意志を表す「ム」が付け加えられ，「決して天皇の命を聞く気がない」のように，話し手の大臣の否定意志を強調した表現と理解されやすい。

『日本書紀』では，明確な否定強調用法の「敢」の例は見出されないが，訓読文では，意志用法・可能用法で用いられた漢文の「(否定辞+)敢」に対応して，否定意志・否定推

量のニュアンスの付け加えられた「アヘテ～打消表現」の例は見られる。そのうち、否定意志のニュアンスの付け加えられた「アヘテ～打消表現」の例では、「アヘテ」は単なる否定強調用法と認識されやすい。

5. まとめ

本稿では、「アヘテ～ズ」の否定強調用法の発生の由来を明らかにするために、「漢文における「敢」の用法をもとに『日本書紀』における漢字「敢」の用法を整理した。その結果として、『日本書紀』では、明確な否定強調用法の「敢」の例は見出されないが、訓読文では、意志用法で用いられた漢文の「(否定辞+)敢」と対応して、否定意志の付け加えられた「アヘテ～打消表現」の例では、「アヘテ」は単なる否定強調用法と解されやすいと思われる。これらの例は平安時代以降、否定強調用法で用いられる「アヘテ～ズ」の契機と考えられる。否定強調用法の「アヘテ～ズ」は古代日本語でどのように定着したのかについて、今後の課題としたい。

【注】

- 1 例(1)の現代日本語訳は新編古典文学全集『栄花物語』によった。
- 2 裴学海(1954),『古代漢語虚詞詞典』の「敢」の用法は次の通り。
裴学海(1954): 1 進取也 2 冒昧之辞也 3 猶「能」也
『古代漢語虚詞詞典』: 1 表示有胆量做某事。可訳為「敢於」「胆敢」等。2 表示謙卑, 客气。可訳為「冒昧地」「闕胆地」等。3 表示不取。相当於「何敢」「豈敢」。
- 3 本稿の引用では、旧字体をすべて新字体に統一した。
- 4 例(24)も可能用法であると裴(1954)によって指摘されたが、反語形式で用いられるため、本稿では、反語用法に分類する。
- 5 『金光明最勝王経』の用例数の少なさを考慮し、日本で漢訳仏典の代表の一つとして知られる『法華経』も調査に入れた。用例調査には、歴史書は台湾中央研究院漢籍電子文庫、小説は四庫全書、漢訳仏典は SAT 大正新脩大藏經テキストデータベース 2018 版(SAT2018)を利用した。また、「勇敢」「果敢」の形で出る「敢」は形容詞の性質が強いため、分析対象外とした。
- 6 『日本書紀』では、「敢」の延べ用例数が 59 例見られる。そのうち、本文にあり、「敢死士」「勇敢士」「敢死者」の形の例がそれぞれ 1 例、割注にある例が計 2 例見られる。「敢死士」「勇敢士」「敢死者」の「敢」は動詞を修飾する働きを持たず、割注は後人から加えられた説も見られるため、本稿でこの 5 例を対象外とする。また、用例の日本語訳は新編古典文学全集『日本書紀』を参照しながら、筆者が訳したものである。
- 7 森氏の α 群、 β 群の区分説について、平山(1982)、井上(2011)のような疑問を抱く説は見られるが、木田(1992)、林(1997)のような評価する説も少なくない。また、森氏の説にもとづき高山(2003)、佃(2016)などの研究も見られるため、本稿では、森氏の説を定説とし論を進めていく。
- 8 「敢」の使われない巻は、【表 3】に表示しない。
- 9 大系本『日本書紀』の訓読文は現代読みであるが、現存する最古の写本の古訓によって訓読されるものである。また、実際、古訓点資料を調査したところ、「敢」の前接する否定辞は「ズ」「ジ」「ナシ」「アラズ」に訓読されていることが確認できる。具体的に言うと、『莊子』では、「ズ」5 例、「ジ」1 例、「ナシ」1 例、『史記』では、「ズ」2 例、「ジ」3 例、「ナシ」4 例、「アラズ」2 例、『遊仙窟』では、「ズ」2 例、「ジ」8 例、『神田本白氏文集』では、「ズ」2 例、「ジ」2 例、『興

福寺大慈恩寺三蔵法師伝古点』では、「ズ」3例、「ジ」2例、「ナシ」8例、「アラズ」3例が見られる。このように、大系本『日本書紀』の読み下し文では、「否定辞+敢」は文脈上、そう読まれるべきものがあると考えられる。

- 10 森(1999)は、例(25)を素直に訓読すれば、「敢へて天皇の恩を忘れざらむや」となり、「天皇の恩を忘れる」という意味になってしまい、前の文脈に合わない。そのために、「敢勿」は誤用で、「勿敢」こそ正しいと指摘した。

【参考文献】

- 山田 孝雄 (1930)『漢文の訓読によりて伝へられたる語法』宝文館
裴 学海 (1954)『古書虚字集釈』中華書局
坂本 太郎ほか (1965~1967)『日本書紀』岩波書店
築島 裕 (1965)『興福寺大慈恩寺三蔵法師伝古点の国語学的研究』東京大学
———— (1965)『平安時代の漢文訓読語につきての研究』東京大学
高山寺典籍文書綜合調査団編 (1980~2003)『高山寺古訓点資料 第一巻・第二巻』東京大学
太田 次男, 小林芳規 (1982)『神田本白氏文集の研究』勉誠社
平山 久雄 (1982)「森博達氏の日本書紀α群原音依拠説について」『国語学』128号, pp.18-27
三浦 吉明 (1986)『『不敢(あへて…ず)』の解釈について』『漢文教室』154号, pp.22-25
吉儀 寿雄 (1987)『『不敢』について』『漢文教室』156号, pp.30-34
小島 憲之 (1988)『上代日本文学与中国文学: 出典論を中心とする比較文学的考察』塙書房, p.402
木田 章義 (1992)「森博達著『古代の音韻と日本書紀の成立』」『国語と国文学』69巻9号, pp.63-67
小島 憲之ほか (1994~1998)『日本書紀』小学館
築島 裕ほか (1995)『醍醐寺蔵本遊仙窟総索引』汲古書院
林 史典 (1997)「森博達著『古代の音韻と日本書紀の成立』」『国語学』188号, pp.29-35
中国社会科学院語言研究所古代漢語研究室編 (1998)『古代漢語虚詞詞典』商務印書館
森 博達 (1999)『日本書紀の謎を解く: 述作者は誰か』中央公論新社
高山 倫明 (2003)「字音声調と日本語のアクセント」『国語学』54巻3号, pp.16-29
築島 裕編 (2007~2009)『訓点語彙集成 第1巻』汲古書院
小倉 健太 (2008)「上代における下二段活用動詞『アフ』及び『アヘテ』の意味・用法について-『動詞連用形+接続助詞テ』型副詞の典型としての考察」『国文学攷』199号, pp.17-34
井上 亘 (2011)『『日本書紀』の謎は解けたか』大山誠一(編)『日本書紀の謎と聖徳太子』平凡社, pp.71-115
佃 収 (2016)『『日本書紀』は『日本紀』の改竄: 森博達氏の『α群』『β群』による検証』『古代文化を考える』68号, pp.387-425

【データベース】

SAT 大正新脩大藏経テキストデータベース 2018 版 (SAT2018)

四庫全書

台湾中央研究院漢籍電子文獻

国文学研究資料館日本古典文学本文データベース